

【用語】蚕種—蚕の卵 議定—合議して事を決定すること

冥加永—営業にかかる雑年貢 篆字—篆書の文字 不法—理屈に合わない、

理不尽なこと 渡世—生業、職業 違乱—不服を言う、道理を乱す 世利売—競売、価格のせりあいを行い、最高値をつけた人に売るここと 意—誠実、まことの心 為筋—ためになる筋道、利益になる方法 專一—第一、隨一であること 甲乙—高下、優劣 毛頭—すこしも、いささかも

【解説】横浜開港から五年目の元治元年（一八六四）に蚕種輸出禁止令が解かれると輸出量が急増し、佐位郡島村（佐波郡境町）では、わずか十数人にすぎなかつた蚕種製造業者が元治二年には四三人、明治四年（一八七二）には一三二戸に増加した。こうした状況の下で幕府や諸藩の生糸・蚕種の流通統制が一層強化された。

この文書は、元治二年正月に蚕種冥加永上納の示達を受けた上野・武藏両国の蚕種屋仲間が本庄宿（埼玉県本庄市）に集まり、裏印文字・せり売禁止・定例会合日等々について取り決めた議定書である。本文の後略部分では、前記の島村四三人と緑野郡藤岡町一九人・上大塚村一九人などを含め、上武両国の蚕種屋計二〇〇人が連名している。なお、幕府は慶応二年（一八六六）二月、武藏・上野・相模・信濃の四カ国を対象に「諸国蚕種生産元方取締り仕法」を施行した。ついでこの制度を西国筋にも拡大し、同年四月には生糸蚕種改会所の設置並びに口糸徵収にかかる代官触を発した。さらに、慶応四年二月には前橋・平塚河岸・深谷宿・武州比企郡大塚村（埼玉県小川町）に生糸改会所を設立する触を出すなど、幕府の流通統制策は矢つぎばやに施行された。また同四年四月十一日江戸に入城した東征大總督府も、翌閏四月には「旧幕先規のとおり、江戸呉服橋御門内の牧野駿河守屋敷に改会所を設置し生糸・蚕種改めを行い印税を取り立てる」旨の触を出し、新政府の財源確保にあてたのである。